

○ 委員長報告

1 2 月定例本会議で報告された建設委員長報告は、以下のとおりです。

平成 2 6 年 1 2 月定例会

建設委員長報告

報告いたします。

当委員会に付託されました議案の審査結果は、お手元に配付されております委員会審査報告書のとおりでありまして、いずれも原案のとおり可決決定されました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

まず第 1 点は、愛媛県立都市公園条例の一部改正についてであります。

このことについて一部の委員から、今回、改正するに至った経緯と、今後の対応はどうかとただしたのであります。

これに対し理事者から、県立都市公園のひとつである道後公園については、公園全体が国の史跡であること、近隣に住宅地や温泉街があること等、火気の取扱い管理については万全を期す必要があることから、本年 10 月に策定した「道後公園活性化計画」において、火気の使用全般について規制することを明記した。

これを受けて、現行条例では火気の手扱いのうち「たき火」のみを禁止行為として制限しているが、火災予防や公園利用者の安全確保を目的に、道後公園を含む全ての県立都市公園において火気の使用全般を規制するよう改正することとしたものである。

平成 27 年 3 月 1 日の施行までの間、県広報誌やホームページ、公園内に周知看板の設置、マスコミ等への積極的な情報提供等により事前周知を図るとともに、施行後も、特に道後公園の花見時には、警備員の増員や職員等によるチラシ配布などの対応も検討している。

今後とも、指定管理者等と連携しながら、公園利用者の理解と協力が得られるよう、周知徹底に努めたい旨の答弁がありました。

第 2 点は、えひめ震災対策アクションプランへの取組みについてであります。

このことについて一部の委員から、えひめ震災対策アクションプランの策定状況と、プランに明記された事項の目標値設定はどのようになるのかとただしたのであります。

これに対し理事者から、東日本大震災の教訓や、昨年度公表した愛媛県地震被害想定調査結果を踏まえ、本県が取り組むべき防災・減災対策について、県民環境部が主体となり、平成 26 年度末までに策定することとしている。

土木部関係では、住宅、学校、公共土木施設の耐震補強など、県民の安全・安心に直結するハード対策や、建設業 B C P の普及などのソフト対策について、

年次計画と数値目標を定めるための検討を現在行っているところである。

目標値の設定は、例えば、「住宅の耐震化」については、県の住生活基本計画における、平成 32 年度末の目標値である耐震化率 90%を数値目標とする予定である旨の答弁がありました。

第 3 点は、土砂災害警戒区域等の基礎調査及び指定等についてであります。

このことについて一部の委員から、土砂災害警戒区域等の指定のための基礎調査に必要な予算はどうか。また、土砂災害の恐れのある要援護者関連施設の状況及びその対策はどうかとただしたのであります。

これに対し理事者から、本県には、基礎調査の対象となる土砂災害危険箇所が約 1 万 5 千箇所あり、約 4 千箇所の調査が平成 26 年度末までに完了する予定となっている。残りの調査には、約 40 億円の予算を要し、国が目標としている 5 年で完了させるためには、毎年 8 億円程度の予算が必要となる。

また、土砂災害の恐れがある区域に立地している要援護者関連施設は、平成 26 年 3 月末現在で 410 施設あり、このうち、砂防施設が未整備で、かつ、土砂災害警戒区域に指定されていない施設は、全体の約 3 割にあたる 127 施設となっている。

これらの箇所の土砂災害警戒区域の指定については、基礎調査が完了した箇所から、地元説明会の開催や指定の手続きを進めており、今後 3 か年以内に指定できるよう最大限努力するとともに、砂防堰堤等の重点的な整備に引き続き努めていきたい旨の答弁がありました。

このほか、

- ・九島大橋橋脚工事の請負契約の変更
- ・土木部における交通事故防止対策
- ・災害対策基本法の改正に基づく道路放置車両の撤去等

などについても、論議があったことを付言いたします。

以上で報告を終わります。